

高知県文化財保存活用大綱策定委員会設置要綱

平成 31 年 4 月 26 日施行

(設置)

第 1 条 高知県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確にし、取組の共通の基盤となる文化財保存活用大綱を策定することを目的として高知県文化財保存活用大綱策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(役割)

第 2 条 委員会は、専門的な視点から次の事項について検討する。

- (1) 高知県文化財保存活用大綱に関すること。
- (2) 高知県内の文化財の保護の現状に関すること。
- (3) 高知県内の文化財の活用の現状に関すること
- (4) 高知県内の文化財の活用により、外国人観光客等の満足度を高める取組に関すること。
- (5) その他、高知県文化財保存活用大綱策定に必要となること。

(組織)

第 3 条 委員会は 10 名以内の委員で構成する。

- (1) 委員会に、委員長、副委員長を置く。
- (2) 委員長、副委員長は委員の互選により定める。
- (3) 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集する。

- 2 会議の議長は委員長が務める。
- 3 委員長が出席できないときは副委員長が代理する。
- 4 会議は公開とする。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、高知県教育委員会事務局文化財課において処理する。

(オブザーバーの招聘)

第7条 委員長が必要と認める場合は、有識者等をオブザーバーとして招聘することができる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮り、これを定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、高知県教育長が招集する。